

# 1. カルフェントラゾンエチル

## 1 概要

基準設定	作物残留（新規）		申請者	エフエムシー・ケミカルズ（株）							
用途	除草剤		商品名	マスターズ							
化学名	(RS)-エチル 2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(4-ジフルオロメチル-4,5-ジヒドロ-3-メチル-5-オキソ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-4-フルオロフェニル]プロピオナート		構造式								
申請製剤	①カルフェントラゾンエチル（0.7%）・グリホサートアンモニウム塩水和剤										
適用雑草の範囲及び使用方法	製剤	作物名	適用雑草名	使用方法							
				使用量 薬量	希釈水量	使用時期	使用回数 <sup>*1</sup>	方法			
				①	みかん	畑地一年生及び多年生雑草	300～500g (有効成分2.1～3.5g)	100～200L/10a	雑草生育期(草丈30cm以下)但し収穫7日前まで	3回以内	雑草茎葉散布
					りんご						
					なし						
	ぶどう										

※1：本剤及びカルフェントラゾンエチルを含む農薬の総使用回数

## 2 安全性評価

無毒性量 3mg/kg/day	設定試験： 慢性毒性/発がん性併合試験 試験動物： ラット 投与期間： 104週間（一群雌雄70匹、そのうち20匹を52週で途中屠殺） 投与方法： 混餌（純度91.7%：50, 200, 800, 4,000ppm） 結果： 4,000ppm投与群の雄で腩腺房限局性変性/炎症が、雌で尿での潜血、赤血球の増加及び色調の変化、ポルフィリンの増加が、800ppm以上投与群の雄及び200ppm以上投与群の雌で肝ポルフィリン沈着が認められた。
不確実係数	100
一日摂取許容量（ADI）	0.03 mg/Kg・日 → 1.5780 mg/人・日

## 3 作物残留に係る登録保留基準値の設定

### (1) 作物残留試験結果

農作物	試験条件		申請使用方法内での最大残留値(ppm)	
	剤型	使用量・使用方法	公的分析機関	私的分析機関
みかん	顆粒水和剤 50%	8g/10a(有効成分4g) 雑草茎葉散布	< 0.01 (7日前/3回)	< 0.01 (7日前/3回)

りんご	顆粒水和剤 50%	8g/10a(有効成分4g) 雑草茎葉散布	< 0.01 (7日前/3回)	< 0.01 (7日前/3回)
日本なし	顆粒水和剤 50%	10g/10a(有効成分5g) 雑草茎葉散布	< 0.01 (7日前/3回)	< 0.01 (7日前/3回)
ぶどう	顆粒水和剤 50%	8g/10a(有効成分4g) 雑草茎葉散布	< 0.01 (7日前/3回)	< 0.01 (7日前/3回)

## (2) 基準値案

作物残留に係る基準値案(ppm)		規制対象成分案
みかん	0.1	カルフェントラゾンエチル本体
第二大粒果実類	0.1	
小粒果実類	0.1	
分析法案概要		アセトンで抽出し、溶媒を留去した後、多孔性ケイウ土カラム及びシリカゲルカラムで精製し、ガスクロマトグラフ(NPDあるいはECD)で定量する。

## 4 理論最大摂取量と対ADI比

(人・日)

	基準値案より試算した 農薬理論最大摂取量		備考	
作物経由	みかん	0.0046 mg	0.1 ppm	× 45.80 g
	第二大粒果実類	0.0094 mg	0.1 ppm	× 93.90 g
	小粒果実類	0.0012 mg	0.1 ppm	× 11.80 g
			基準値案	摂取量
農薬理論最大摂取量		0.0152 mg		
ADI		1.5780 mg		
対ADI比		0.96 %		